

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額

金、壹百五十拾万円也

一 起債目的

町道(橋梁)改良事業費に充当するため

一 利率

年利割以内

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入時期

昭和参拾八年度

賦政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して

借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し賦政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは

一 償還財源

低利債に借換えることができる。

税収その他一般大入

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長

坂

出

雅

己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

